



ふるさとを返せ！津島原発訴訟の第16回口頭弁論期日や裁判集会についての報告及び共同代表挨拶をお送りいたします。(2018年6月の合宿の写真を使用しています。)



弁護団共同代表挨拶

弁護士 小野寺 利孝



先行訴訟の「福島原発被害賠償訴訟」(福島地裁いわき支部, 原告第1陣219名・第2陣374名, 被告東京電力)の裁判を傍聴した浪江町議の三瓶宝次さんと馬場績さんから, 津島地域の住民による国・東電に対する完全賠償請求訴訟について相談したい旨の申し出がありました。当時, 先行訴訟弁護団・福島原発被害弁護団は, 他に「ふるさとを返せ いわき市民訴訟」(原告1,574名, 被告国・東京電力)も担当し, 手一杯で, 帰還困難区域に指定された津島地域住民による大規模訴訟を担える状況ではありませんでしたが, 津島地区住民を代表する自民党と共産党という二人の町議からのお話しと聴いて, とりあえず広田次男共同代表とともにご相談に応じることにしました。

これ以前に, この弁護団では, 浪江町の馬場町長を訪ねたことを契機に, 全区長と弁護団の懇談会を企画し, 原発被害者の権利と裁判についてレクチャーする機会を幾日かかけて行ったことがありました。その当時は, 浪江町民支援活動を弁護団活動の柱の一つに位置づけていたのですが, その試みは残念ながらそれ以上に前進することなく頓挫してしまいました。

それだけに, 私と広田弁護士にとっては, 以前に地域ぐるみでの権利闘争を掘り起こそうとした原発被害地の最も過酷な被害地から, 被害者の方たちが自らの意思で, 国による廃村・棄民政策に抵抗し, 被害者の基本要件として「ふるさとを返せ!」を掲げてこれを実現するために完全賠償請求を闘おうとする芽が生まれ出したことに強い感銘を覚えました。

その後, 現地調査と中心メンバーの方々との相談を重ね, 最初に「津島地区原発事故の完全賠償を求める会」を結成し, 次いで, この「求める会」を中心に, ふるさと津島を取り戻すための裁判闘争の検討, 津島地区住民を代表するにふさわしい「原告団」づくりと, この裁判を担う新たな弁護士さがしと「弁護団」づくり, これら一つひとつの活動を現場主義と手作りに徹して進められました。

これらの歩みが実って, 今日の「ふるさとを返せ!津島原発訴訟」の主体である原告団・弁護団・支援団体が形成され, その三者の団結を強めつつ帰還困難区域住民による原状回復請求を軸とする大型集団訴訟が福島地裁郡山支部で展開されているのです。

この裁判は, 数多くある全国原発公害訴訟の中でも, 国の廃村・棄民政策に真正面から抵抗し, かけがえのない「ふるさと津島」を文字通り取り戻すための闘いとして異彩

を放っています。全国の原発被害者たちが、「ふるさと剥奪」に抗議し、原状回復を軸とする完全賠償請求の実現を目指す闘いの中で、この津島の闘いは、先行訴訟の近時の到達点を踏まえながら、これらが直面する壁を乗り越え、法廷内外で全面解を目指す闘いで必ずや新しい局面を切り開くに違いないと受けとめています。

私は、他に例をみないこの闘いの助産婦役を担った一人として、この間この闘いが創り出して来た独自の成長・発達を見守ってきましたが、今日この受けとめは不動の確信になりつつあるのです。

原告団弁護士懇談会の報告

弁護士 若松 利行



本年3月15日、郡山市立中央公民館金透分室にて、原告団と弁護士との懇談会が行われました。当日の裁判期日では、午後に専門家証人である関礼子先生（環境社会学）の証人尋問が予定されていたため、懇談会では、関先生の意見書を題材に、意見交換を行うことになりました。懇談会は午前と午後の2回、参加者を入れ替えて行われ、原告の皆さんが1班15名程度でA～Cの3つの班に分かれ、各班に弁護士が1～2名入りました。午前には関先生も班に入り、尋問直前まで皆さんの意見に耳を傾けていらっしゃいました。

冒頭、原和良弁護士から、関先生の意見書の内容について紹介があり、ふるさと津島を構成するのは①「人と自然とのつながり」、②「人と人とのつながり」、③「①と②の持続性・継続性」の3つの要素であり、原発事故によってこれらが「奪われて」しまったことが説明されました。その後、原告の皆さんが「私のふるさとはく奪・被害」と書かれたメモ用紙にそれぞれの思いを書いた上で、意見交換が始まりました。

①「人と自然とのつながり」については、先祖から受け継いだ家や田畑がイノシシなどに荒らされ、一切を駄目にされた虚しさ、悔しさ、悲しみを、みな口々に訴えていらっしゃいました。山に入って山菜やキノコを採る楽しみを奪われ、安住の地を奪われる中、それでもふるさと津島の家に帰りたい、という強い思いを訴える方もいらっしゃいました。

②「人と人とのつながり」については、津島での生活と避難先での生活を対比しての意見が多く、たとえば、地域で回覧を持って行ったときに、津島なら「お茶飲んでけ」と言われ、時にはお酒までいただくこともあったが、今の避難先では「回覧はポストに入れてくれ」と言われるそうです。また、津島では、人々の間で気心が知れて信頼が深く、みな玄関のカギをかけずに田畑の仕事に出ていたが、今の避難先では、挨拶はしても深い話まではできず、その地域になじめないし、外出の時は必ず玄関のカギをかけるようになったとのエピソードもありました。



③「①と②の持続性・継続性」については、津島の地域全体の復興・再生計画が未だ示されず、将来の見通しがつかない現状に不満を感じており、早く除染を行って帰れるようにしてほしいとの意見が、皆さんの辛い気持ち

を代弁していて、大変印象的でした。

まだまだ取り上げきれないほど、皆さんからは貴重なご意見をいただきました。私も弁護団の一員として、今回のご意見を、今後の裁判活動に活かしていかなくてはならないとの思いを強くしました。



第16回期日原告尋問の報告（母娘の涙）

弁護士 河 景浩



弁護士の河と申します。2019年3月15日の法廷で、三瓶春江さん・早弓さん母娘の主尋問を担当しました。

春江さん家族とはじめてお会いしたのが2015年なので、もう4年が経ちます。この間、春江さん家族とは、計3回におよぶ法廷での意見陳述や、丸2日間にわたる津島での現地進行協議など、いろいろなことを経験してきました。今回の尋問はその集大成です。

さて期日報告の前に、尋問の流れについて大まかに説明します。まず尋問にあたり、事前に「陳述書」を提出します。陳述書とは、事件の経緯や背景事情などについて本人が認識している事実を記載したものです。そして、この陳述書のなかから、尋問本番で取り扱うテーマを選定します。尋問には時間制限があるため、陳述書のすべてに触れる余裕はありません。そこで「これだけは裁判官に直接伝えたい」テーマを選定し、法廷で語っていただきます。すでに陳述書に書いてあることでも、やはり本人が迫真性をもって語ってこそ、はじめて裁判官の心を動かせる。だからこそテーマの選定は重要になります。

春江さんのテーマは、次の2つでした。①「結い」の精神で、津島の住民どうし助け合いながら暮らしてきた幸せ、②その幸せが原発事故によって奪われた苦しみ。早弓さんのテーマはただひとつ、大好きな「ふるさと津島」を隠して生きなければならない悲しみ。

本番では、上記テーマに沿った事実や出来事を、一問一答のような形で、春江さん・早弓さんに語っていただきました。皆さまご存知のように、春江さんの演説は天才的です。春江さんが津島での楽しい思い出を語れば、法廷は和やかな雰囲気になります。一転、原発事故について語れば、原発事故への怒り・悔しさの涙であふれました。そして最後に春江さんが「元の幸せに戻って欲しいです。



裁判官が津島に来てくださったことには感謝の気持ちでいっぱいです。私たちの想いは伝わったと信じています。だから津島に帰って欲しいです」と伝え、春江さんの尋問は終了しました。

つづいての早弓さんの尋問では、まるで我が子を見守るように、皆さまが傍聴席から早弓さんの背中を支えているように見えました。早弓さんが、津島出身であることを理由に心ない言葉を浴びせられた経験を話せば、ともに怒り、悲しみ、それでも早弓さん

が涙ながらに「津島から出たくて出たわけではありません。だから津島を嫌いになったことはありません。堂々と『津島出身』と言えるようにしてほしいです」と伝えると、法廷中が強くなずき、尋問は終了しました。

春江さん・早弓さんの尋問を通じ、津島に帰りたいという皆さまの気持ちは裁判官に伝わったはずです。これからも尋問は続きます。いっしょに頑張っていきましょう。

第16回期日の関証人尋問の報告

弁護士 岡崎 槇子



「ふるさと」とは何か。ふるさとを失うとはどういうことか。

津島の人々にとって、「ふるさと津島」は、あまりにも当たり前前に、日常の一部としてそこにあったもので、改めてそれを説明することは難しい。関礼子先生は、それを、環境社会学の専門家として言語化してくれました。津島の人々の受けた被害の諸相がいかなるものかを分析し、視覚化してくれました。そして、津島の人々が失ったものは、平穏生活権だけではとても説明しきれないとして、それを「土地に根ざして生きる権利」と表現してくれました。

これからどんどん原告の尋問が重ねられ、陳述書も提出されていきます。それぞれの原告さんの言葉で、その人にとって津島がいかなる場所であったか、津島に住めない苦しみがどのようなものか、具体的に語られます。お一人お一人の原告さんの思いが、裁判官の耳に届きます。



では、裁判官としては、原告の思い一つひとつを、どうまとめていけばよいのか。その礎になるのがまさに、関先生の証言でした。私たち弁護団は、関先生の証言を裁判官に理解してもらい、裁判官が原告の尋問を聴く度に、「あ、これは関証人の言っていたあの話に当たるのだな」と思ってもらえるよう、準備をしました。

関先生の本番の証言。これは素晴らしいものでした。山に入って山菜を採り、それを分け合うことが「結い」なのだと、理由もなく隣家にあがりこんでお茶を飲み話すことが「いざというときのセーフティネット」だったのだと、そう話してくれました。津島には、世代を超えたつながりや、自然が永遠に続くであろうという信頼感があったのだということ、原告さんの具体的な語りを引用して説明してくれました。出自を語れない辛さについては、直前の三瓶早弓さんの話と見事にリンクしていました。

関先生自身が、たくさんの原告さんと交流し、裁判官に原告の思いを伝えたいという情熱が持っていたからこそ、成しえた尋問でした。裁判官には、「ふるさと津島」が他のどの場所も代わりにならない唯一の場所なのだということ、そして原告の被害回復には原状回復がどうしても必要なのだということが伝わったのではないかと思います。

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子